

## 船橋市地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市における地域精神保健福祉活動を、体系的かつ総合的に推進するため、船橋市地域精神保健福祉連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域精神保健福祉活動の推進に関すること。
- (2) 関係機関、関係団体等との連携及び協力体制の整備等に関すること。
- (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、精神保健福祉施策に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命した者で構成する。

- (1) 医療関係機関
  - (2) 訪問看護事業所
  - (3) 家族会
  - (4) 精神保健福祉関係機関・団体
  - (5) 就労関係事業所
  - (6) 関係行政機関
  - (7) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(部会)

第4条 協議会は、第2条に定める事項を調査検討させるため、次の部会を設置することができる。

- (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会
- 2 部会は会長が指名する関係機関等の者で構成する。
- 3 部会長は会長が指名する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 3 部会においても、協議会が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会又は実務者会議に出席した者は、協議及び運営上知り得た秘密や個人に関する情

報を他に漏らしてはならない。当該委員がその職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会及び部会の庶務は、船橋市保健所保健総務課において行う。

(公務災害補償)

第9条 委員（第3条第1項）及び構成員（第4条第2項）の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第3号）に準じて補償する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。